

地方自治に 民主主義を 求める会

No. 8
2025.6.20



<沼津市は、和解協議による解決の決断を>

事務局長 沓澤

沼津市と山下ふみこ市議が土地の所有権を争う裁判の証人尋問が5月21日にありました。この日の4人の証言で証拠調べは終了し、その後に判決言い渡しの日程が示されるのですが、裁判長はその前に和解協議の場を設けることにしました。その第1回の協議は7月4日（金）午前11時からです。これは非公開のため詳しい協議内容は明らかにはされませんが、協議後の昼12時から、記者会見と報告集会を弁護士会館で行う予定です。

関心のある方、支援のみなさまは、4日昼からの報告集会にご参加ください。

和解（話し合い解決）の協議は、市側に解決の意思がなければ1回で終わってしまいますが、市に少しでもその意思があれば、次回以降の日程も入ってくるものと思います。



<山下市議は正々堂々と証言しました>

山下市議の証言は最後の4人目でしたが、父や母から土地を相続し、母が駐車場を管理していたこと、自分の代になっても30年間平穩に過ぎたことを述べました。沼津市がマンホールを設置するとき、この土地を山下家のものだと対応していたと述べました。

裁判官は、山下市議に相続税を納付するときに物件一覧を見していないのかと尋ねましたが、山下市議は「税理士に任せ、自分だけが相続人なので相続税の金額だけを確認した」と答えました。裁判官は納得したのかそれ以上の質問はありませんでした。

土地関係の書類は沼津市がすべて持っているはずだから、出してきていないのは不当だと山下市議は述べました。

<市側の証人は口裏合わせで、山下さんをおとしめる証言>

市側の3人のうち最初に証言した元市職員は、本件土地についての確約書は、黒瀬橋の拡幅工事にあって山下市議の父・植松氏から、市が私の土地を買いたいなら「これこれの項目を実行することを確約するよう」強く要望されて作成したものだと言明しました。確約書には、それらの項目と合意した本件土地の払い下げ価格が記載されています。

ところが元市職員は、植松氏は払い下げを求めなかった、自分の在任中には払い下げはなかったと言い切りました。払い下げ価格まで合意しながら確約書の実行がされないことはあり得ないと、ほとんどの傍聴者は疑問に思ったはずです。

次に元市議会副議長が証言し、続いて市の課長が証人となり、口々に山下市議はこの土地は市有地だと知っていたと語りました。しかし、この土地の地番と位置関係についての彼らの認識はあいまいで、あとからこじつけた口裏合わせだと感じました。裁判長から課長に、どの土地のことか写真図にペンで印をつけるように求められましたが、「山下氏の土地に挟まれているところ」としか答えられず、印もつけられませんでした。

そもそも2022年9月20日に市がこの土地の位置を測量して初めて、山下市議も市もその存在を知ったのです。それにもかかわらず、元副議長はその前の9日に、課長は13日に山下市議は知っていたと言うのは、時系列的にあり得ません。山下市議をおとしめる意図を感じました。

<土地売買を証明する書類がない！>

1年半にわたる裁判の問題の根本は、土地売買の代金支払いを証明する書類はない（保存していない）という市の主張にあります。土地売買の領収書、支出書類等の大事な書類を市は保存していないのです。だからこのような紛議がおきるのです。その責任は市にあるのですから、話し合いによる解決しかありえないのです。

沼津市は、真摯に和解協議に応じて、円満解決の方向を探るべきです。仮に判決となれば、それを不服とする側が高等裁判所へと控訴し、さらに長い時間がかかります。市民も、無駄な裁判に市民の税金を使うことは納得いきません。公共工事に協力した市民を悪者にするような市政を一刻も早く改め、円満に解決することを求めます。

次回期日は

7/4金

和解（第1回）の協議

※傍聴は無しです※

記者会見と報告集会（弁護士会館）

12:00～

ぜひご参加ください！

証人尋問を傍聴して

傍聴可能な裁判をインターネットで探してこの裁判を傍聴した静岡法大法学部の学生が、傍聴の感想を寄せてくれました。

静岡大生 塩谷さん

今回の裁判を通じて、山下議員が主張するように、少数派が議会の中で不当な扱いを受けているとすれば、それは民主主義の根幹を揺るがす重大な問題であると感じました。議会は多様な意見を受け入れ、健全な対話を重ねていく場であるべきです。そうした中で、少数意見を封じ込めるような動きがあるとすれば、市民の政治への信頼を損ない、特に若者のさらなる政治離れを招きかねません。そうした現状に対し、山下議員が一人であっても声を上げ、理不尽と向き合う姿勢には、心を打たれるものがありました。政治への信頼を失わせないためにも、議会や行政には誠実な対応をしてほしいと強く願います。民主主義を支える一人として、自分自身も傍観者であってはならないと考えさせられた裁判でした。

松長在住 脇さん

今回の裁判が、黒瀬橋拡幅工事での用地協力の端を発していることを知り、裁判を傍聴してみようと思いました。

30年以上も前に市の要請に応じたことが発端であることが、報道ではほとんど取り上げられていないことに不安を感じます。協力要請時点からの経緯、長期放置に至った理由、なぜ今なのか明らかにし、市側の管理責任もあわせて問われるべきだと感じました。

今、沼津市は鉄道高架事業にともなう広範囲な用地取得を行ったところだと思います。その対象者である市民は、諸手続きは、市が責任をもって正しく行っているものと信頼していると思います。もし同様のことが自分に起きたらと考えると不安を感じます。

関係者の多くは市の管理にあり、調査は市に頼るしかなく、費用のことを考えると弁護士を依頼することも難しいかもしれません。唐

突に返還なり、原状復帰なりを請求される、また、ことの一部分のみが切り取られておおよけにされることを考えると、納得できなくても受け入れてしまうかもしれません。

どのようにしたら、このようなことが防げるのか、権力強者でもある市とのかかわり方を考えさせられました。

三芳町在住 安田さん



今回初めて裁判の証人尋問の傍聴をすることができました。

山下さんは法廷という場での初めての尋問に緊張もされていた中、市側がいわば隠し録りした音声を準備書面、証拠として出してきたので、当然その部分の相手方の理不尽な主張を目の当たりにして、忸怩たる思いを持たれたことと推測された。

しかし彼女の番になると、言いよどんだ感じの市側の証人とは相反して、堂々ときっぱりとした姿勢で正確さと冷静さを以て不当利得にあたらないこと、公共事業の土地収用の登記は市側が行うべきこと、裁判の証拠は市側がすべて持っていること等を主張され、証言を終えた。最後には、5月は亡きお父様の命日月にあたり、はじめてお父様の思いも述べている姿にこみ上げるものがあった。

彼女とはお互いの愛犬をつれて近く of 山によく登った。体力のある彼女はいつも背筋をピンと伸ばし私の前を元気に歩いたものだ。今回、思ってもいなかった困難が降りかかってきてもぶれないで同じ背中を傍聴の席から見る事ができた。「山下さん、すごいね!」と思わず呟いていた。

最終的に裁判長からは和解を提案された。沼津市議会が少数派の一市会議員を訴えるという全国でも類を見ないような裁判が行われている。もうこれ以上、控訴する等止めてほしい。山下さんがずっと望んできた和解で解決してほしいと強く望む。

「地方自治に民主主義を求める会」は Web サイト・X などで随時情報を発信しています。

メールマガジンも配信しています。件名に「メルマガ希望」と書いて下記に空メールを送ってください。

メールお待ちしています



公式 web サイト

フォロー
お願い
します



公式 X アカウント

地方自治に
民主主義を
求める会

地方自治に民主主義を求める会 ニュースレター 第8号 2025年6月20日
連絡先 080-7478-7529 atnmy-info@democracy4autonomy.org 事務局長 沓沢大三